

No.2018-41 保点  
平成 30 年 9 月

# 検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび、「保医発0831第11号」により下記の検査項目の一部変更が通知されましたので、ご案内いたします。

敬白

## 記

■ 適用日 平成30年9月1日から適用

■ 保険収載内容一部変更項目

検査項目	保険点数
BRCA1/2遺伝子検査	20,200 点

## ▼詳細内容

太字下線部分が追加されました。

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
*BRCA1/2遺伝子検査	20,200点	血液学的検査 判断料 (※2:125点)	D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査 (2,100点×2回) + D006-4 遺伝学的検査の3. 処理が極めて複雑なもの (8,000点×2回)	<p>BRCA1/2遺伝子検査は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分、区分番号「D006-4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なもの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定できる。</p> <p>ア. 転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。</p> <p>イ. 本検査は、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。</p> <p>ウ. 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。</p> <p><b>工. 本検査の実施に際し、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査及び区分番号「D006-4」遺伝学的検査の点数を準用して算定する場合は、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。</b></p>

★平成30年7月31日厚生労働省保険局医療課「事務連絡」により、項目名称が「BRACAnalysis診断システム」から「BRCA1/2遺伝子検査」に改正されています。

## ▼参考資料（本項目の規定から適用外となった施設基準）

### D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査の施設基準

- イ 院内検査を行っている病院又は診療所であること。
- 当該保険医療機関内に臨床検査を担当する常勤の医師が配置されていること。
- ハ 当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されてること。

### D006-4 遺伝学的検査の施設基準

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。